

昭和 52 年 3 月以前に竣工された建物をお持ちの方へ

京都府府民環境部循環型社会推進課

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査について（お願い）

日頃から、環境行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）は絶縁性、不燃性などの特性により安定器（電灯のちらつきを安定させる装置）等の電気機器に使用されていましたが、人体への悪影響が明らかになったため、昭和47年以降は製造が禁止されています。既に製造されていた PCB を使用している照明器具の処理は、製造が禁止されて以後も処理が行われていませんでしたが、保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、これらの適正な処理を推進するため、平成13年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）が公布され、同年7月15日から施行されました。

PCB特別措置法では、京都府内の PCB 使用安定器を、令和3年3月31日までに全て廃棄処分することが定められています。そのため、PCB使用安定器を設置または保管されている可能性のある、昭和52年3月以前に竣工された建物をお持ちの方を対象に調査票をお送りしています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解の上、必ずご回答をお願いいたします。

【回答方法】

調査票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、令和 2 年 1 月 17 日（金）までに投函してください。

【参考】

- 1 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 2 建物の竣工図書、過去に調査した記録等で調査内容を確認できる場合は、それをもとに調査票にご記入ください。
- 3 PCB使用安定器をお持ちの場合で、PCB特別措置法に基づく届出をしていない場合、管轄の保健所（京都府ホームページ参照）に届出をしてください。
また、PCB使用安定器をお持ちの場合で、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に届出をしていない場合、JESCOに登録し、処分の手続きを行ってください。
- 4 PCB使用安定器の処理にあたり、補助制度及び融資制度があります。

(1) 中小企業者等向けの PCB 使用照明器具の処理費用軽減制度

詳細は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）のホームページ
(http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html)を参照してください。

- (2) 使用中の照明器具のP C B使用の有無に係る調査費やL E D照明器具への交換に係る費用の一部を負担する補助制度

詳細は、一般社団法人温室効果ガス審査協会のホームページ
(<http://www.gaj.or.jp/eie/rule/>)を参照してください。

- (3) P C B廃棄物処分関連に係る融資制度

詳細は、株式会社日本政策金融公庫のホームページ
(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html)を参照してください。

【お問い合わせ窓口】

**調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠、調査票の記載方法等）及び
PCBに関する技術的（処理処分、判別方法等の制度面・技術面の事項）相談窓口**

問い合わせ先①

京都府 PCB 使用安定器等調査事務局
(調査受託者 株式会社ゼンリン京都営業所)

問い合わせ窓口専用ダイヤル

TEL 0120-032-601

受付期間 令和2年1月17日までの平日10:00~17:00

但し、年末年始（12月28日~1月5日）を除きます

問い合わせ先②

京都府府民環境部循環型社会推進課

TEL 075-414-4714

受付時間 平日10:00~17:00

《本調査は京都府が実施しています》
《本調査の受託者は株式会社ゼンリン京都営業所です》

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票

※本調査票を返信用封筒に入れ、令和2年1月17日までに投函してください。

調査対象建物

建物コード		建物の家屋番号	
建物の所在			

【お問い合わせ窓口】 調査概要及び PCB に関する技術的相談窓口

京都府 PCB 使用安定器等調査事務局（調査受託者 株式会社ゼンリン京都営業所）

問い合わせ窓口専用ダイヤル TEL 0120-032-601（令和2年1月17日までの
平日 10:00～17:00 但し、年末年始（12月28日～1月5日）を除きます）

京都府府民環境部循環型社会推進課 TEL 075-414-4714（平日10:00～17:00）

記入者情報 問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報
をご記入ください。電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談
した場合は、下段も記入してください。

記入年月日	平成 年 月 日 ()		
記入者連絡先	事業所名	(個人の方は記入の必要はありません。)	
	住所	〒	
	氏名	電話番号	- -
相談した 電気工事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス 会社等	事業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

設問 1 所有物件の建築時期について

- 昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

所有している建物の建築時期は 昭和52年(1977年)3月以前である。 当てはまる回答に○を付けて下さい。	はい・いいえ(調査終了)
---	--------------

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問2へ。

 設問2は裏面

設問 2 所有物件の用途について

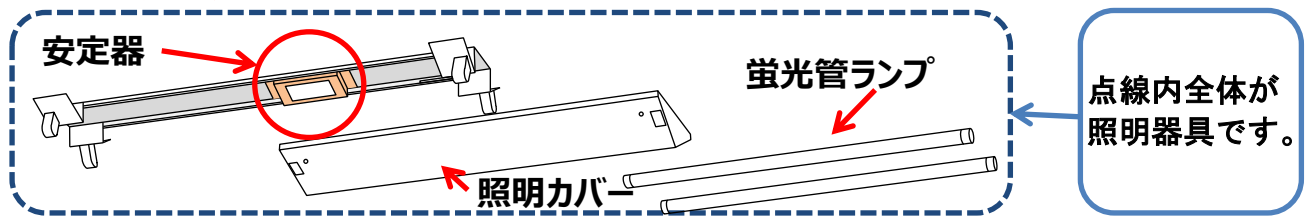
- 昭和52年(1977年)3月以前に建築された**事業用建物**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

設問 1 で「はい」と回答した物件は 事業用建物 である。当てはまる回答に○を付けてください。(過去に事業を行った建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)	はい ・ いいえ (調査終了)
---	-----------------

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問 3 へ。

設問 3 照明器具の交換について

- **照明器具**とは、**蛍光管ランプ**の他に下図に示すように**安定器**も含まれます。



設問 2 で「はい」と回答した物件は、昭和 52 年 4 月以降に、 全ての照明器具 を交換し、処分している。当てはまる回答に○を付けてください。(全て交換済みであっても 保管している安定器 があれば「いいえ」を選択してください。)	はい (調査終了) ・ いいえ
--	-----------------

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問 4 へ。

設問 4 照明器具安定器の PCB 使用について

- 設問 3 で「いいえ」と回答した建物については、PCB が使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。**
※ 京都府内における PCB 使用安定器の処分期限は平成33年3月31日までです。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

PCB 使用照明器具安定器を保管または設置している。当てはまる回答に○を付けてください。	はい (調査終了) ・ いいえ (調査終了) ・ 不明
--	-----------------------------

「はい」または「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「不明」を選択した方は設問 5 へ。

設問 5 調査方法について(設問 4 で「不明」と答えた場合)

設問 4 で「不明」と回答した安定器について、当てはある回答すべてに○を付けてください。①安定器の銘板からが見つからない又は読めない。②照明器具のラベルが見つからない又は読めない。③建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等から判断できない又は記録等がない。	① ・ ② ・ ③ (調査終了) (複数の安定器をお持ちの方は、1 つでも当てはまれば○を付けてください。また、あてはまるものすべてに○を付けてください。)
---	--

以上で、調査終了です。

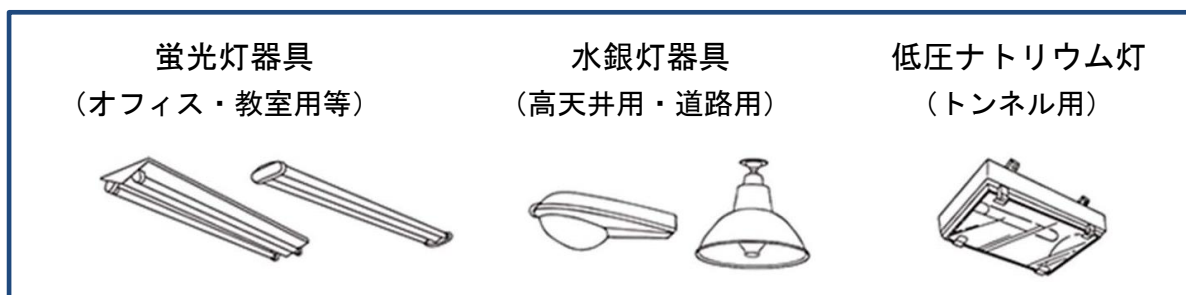
《別紙》

《調査方法について》

- **使用中の照明設備は感電のおそれがあります**ので、調査はなるべく**電気工事業者や専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）に相談してください。

PCB使用安定器を使用した照明器具

PCB使用安定器は、次の器具に使用されている可能性があります。

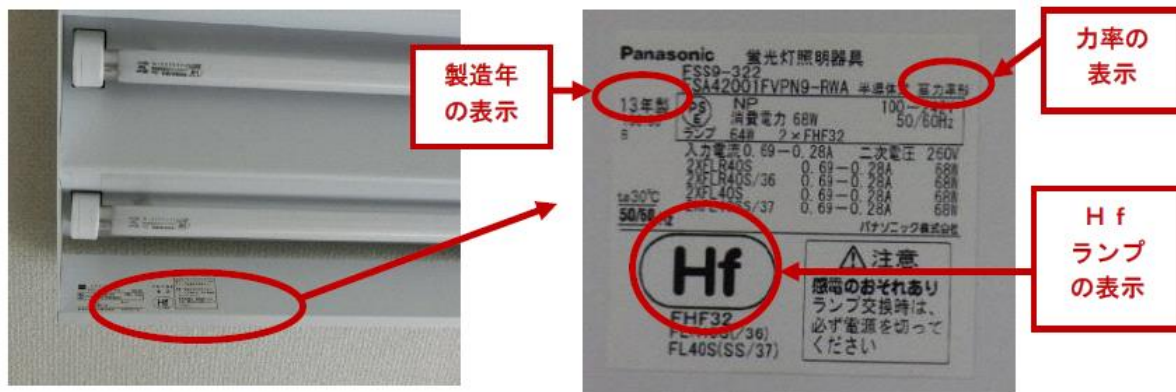


- 国内メーカーで昭和31年（1956年）以前及び昭和48年（1973年）以降に製造された照明器具については、PCB使用安定器を使用していません。
- 昭和52年（1977年）3月以前までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があります。
- 電球・丸形蛍光灯器具、一般家庭用照明器具にはPCBは使われていません。

安定器のPCB使用の有無の判別には、次のことを調査してください。

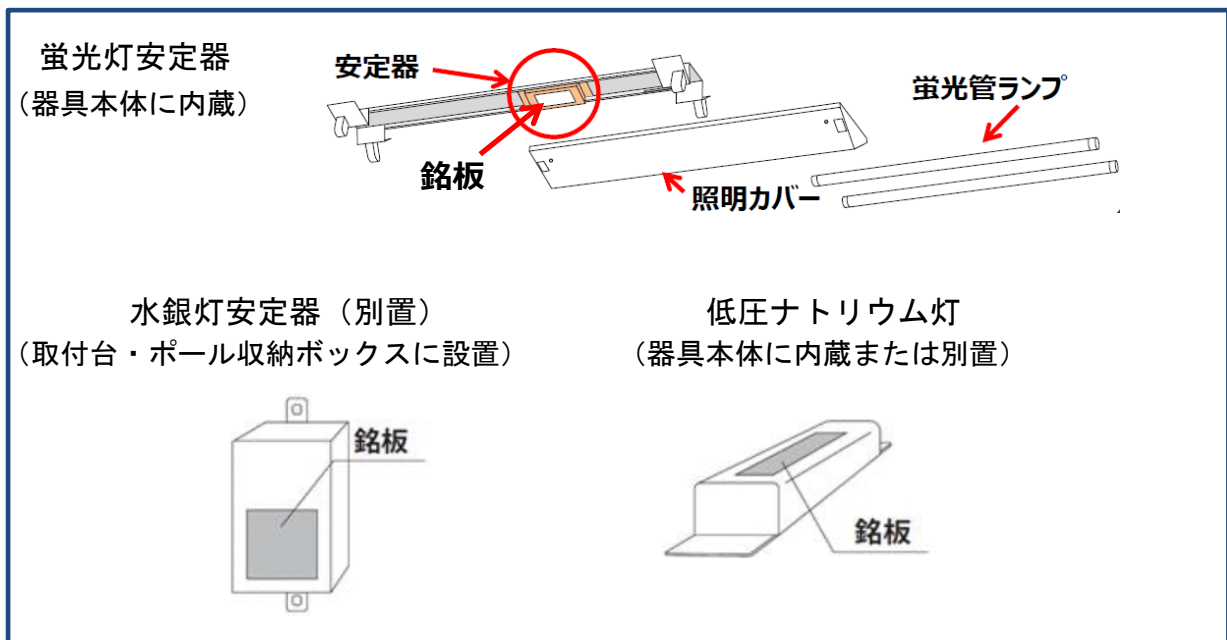
1) 照明器具のラベル調査

照明器具のラベル内容でPCBが使用されていない照明器具が判別できる場合があります。照明器具のラベル記載内容（メーカー・種類・力率・製造年月等）を確認してください。



2) 安定器の銘板調査

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板記載内容（メーカー・種類・力率・製造年月等）を確認してください。



3) 竣工図書、過去の記録の調査

- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとにPCB使用安定器の有無を判断してください。

1) ~ 3) の調査内容を元に、(一社) 日本照明工業会ホームページ (<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>) を参照するか、メーカー窓口に問い合わせ、PCB使用の有無を確認してください。

- 安定器のPCB使用の判別方法の詳細は、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/junkan/pcbsetumei.html>) を参照してください。
- 調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠、調査票の記載方法等）及びPCBに関する技術的（処理処分、判別方法等の制度面・技術面の事項）相談窓口

京都府 PCB 使用安定器等調査事務局

（調査受託者 株式会社ゼンリン京都営業所）

TEL 0120-032-601（受付期間 令和2年1月17日までの
平日10:00~17:00 但し、年末年始（12月28日~1月5日）を除きます）

もしくは

京都府府民環境部循環型社会推進課

TEL 075-414-4714（受付時間 平日10:00~17:00）